

令和7年6月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 穂積 昌信

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	沢野地区 【福沢町・富沢町・牛沢町・古戸町・高林西町・高林南町・高林北町】 (牛沢町、富沢町、福沢町、高林南・北町、高林東・寿町、古戸町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月18日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は水田地帯として一団の農地が形成されているが、既存の農業者が高齢化しているなか水稻での新規就農者の確保は難しい状況にある。基盤整備事業から一定の時間が経過していることから既存の水路の不具合も散見される。

沢野地区内の南部は多くが浸水想定区域に指定されており、近年の激甚化する豪雨時にはたびたび浸水被害が確認されている。新たな担い手が不足するなか農地所有者の一部は水田としての維持・管理が困難な状況となり、営農型を含む太陽光発電施設等への土地利用の転換も進んでいることから、良好な景観ならびに周辺農地に配慮した農業上の土地利用が確保できる体制の構築が急務となっている。

今後とも農業者の高齢化に伴い、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、基盤整備事業等、地域の農業基盤を強化するとともに分散する担い手の農地を集約化しつつ、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の農業者における農地の集積・集約化を進めることで農業上の土地利用を確保しつつ、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

幹線道路が整備されている交通利便性を考慮し、体験型観光農園や地域としての新たな特産物創出のための取組(ブランド化・6次産業化)を段階的に進めることで沢野地区のブランド価値を創出する。

地域の中心的な役割を果たすであろう旗振り役のもと、農業機械の共同利用組織を設立し、地域として農業経営基盤を維持・管理できる体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	237 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	237 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。

(令和7年5月12日開催)

・古戸町488-2、743-1、894、907、1040

(令和7年6月18日開催)

・牛沢町325、326-1、326-2、326-3、335-2、336-1、336-2、336-3、337-2、337-1、338-1、339-2、340-1、340-2、340-3、341-1、341-2、341-3、342-1、342-2、342-3、343-1、343-2、344-1、344-2、344-3、345-1、345-2、345-3、346-1、346-2、347-1、391-1、400、402-1、402-2、402-3、403-2、404、405-1、406-1、407-1、412-1、416、421、444-1、445-1、485-1、486、490、493、494、495、496、497-1、497-2、502、503、508、509、510-1、572-1、573-1、574、575、577、578、579-1、580-1、581-1、605-1、606-1、607、608、609-1、610、611、612、613-1、616、618、619、620、657、658-1、658-2、661-1、662-1、663-1、664-1、665-1、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675-1、676-1、677、678、680-1、681-1、682-1、682-2、683、684、685-1

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

農地交換に関して担い手は意欲的であるため、土地所有者を含めた地域としての合意形成が図れる体制を構築する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。

地区内は浸水想定区域が多く、冠水被害時には早期復旧できるようソフト・ハード両面での体制強化を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進するとともに、ベテラン農家が若手農家をサポートできる体制を整える。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】